

我が国の原発事業を電力会社が担う合理性

—所有権理論からの分析—

岡 圭介[立教大学ビジネスデザイン博士課程]

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、東電福島第一原発ではメルトダウン等により放射能を構外に放出する「福島原発事故」が発生した。

この事故を契機に定期検査終了後も再稼働出来ず、震災発生1年後の2012年3月11日現在稼働している2基の原発も5月上旬には定検入り、全国54基の原発は全停する。

本稿は、原子力事業が超低頻度ではあるものの事故発生は避けられず、被害額も数兆円が予測されることから、アメリカにおいては民営事業者が原発事業を行う場合、事業者の有限責任と保険制度、及び超過補償部分の政府保証等補償制度の確立によって一般投資家の投資を促している。一方、我が国では、事業者に無限責任を課し、超過補償部分に対して国会の議決により事業者を通じて支援補償するスキームである。

福島原発事故による被害総額は5～10兆円と予測されているが、保険では1,200億円が補償限度であり、超過補償部分は原賠法により国会決議によって東電に対して支援補償される。しかし、支援は行政府の恣意に拠らざるを得ず、株式会社形態の民間事業者の資金調達に極めて困難と成ることが予測され、今回の福島原発事故はそれを証左する結果と成った。では、

何故、株式会社形態の民営電力会社が原発事業を担う事に成ったのか？

何故、投資家はそんなハイリスクな事業に対して略リスクフリーのリターンで投資して来たのか？

何故、2011年5月総理大臣からの浜岡原発に対する突然の運転停止要請に15%の発電を担い夏季の電力不足が予見されるにも拘らず受け入れたのか？

等、経済学の「一般均衡モデル」では説明できない事象を電力事業形態の歴史的経緯や原発事業導入時の状況を「所有権理論」によって分析研究したものである。

結論的には、このような不条理は「所有権理論」が示す人間本来の「限定的合理性」がなさしむ行為の結果であり、極めて自然な人間の行動パターンであること。また、その時点で「限定的な合理性」を追求することこそが王道である事が証左された。今後、原発をどの様に取り扱うかに資する研究となった。

以上